

●香川県病院局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和6年4月12日

香川県病院事業管理者 榎野博史

名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指定日	委託開始日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	香川県立丸亀病院の病院事業料金の収納事務	令和6年4月1日	令和6年4月1日